

学校法人常葉大学 役員に対する報酬等の支給に関する基準

第1 趣旨

この基準は、私立学校法第48条、同法施行規則第4条の5及び学校法人常葉大学寄附行為第38条の規定に基づき、役員への報酬等の支給の基準について定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事 常勤の理事長及び副理事長並びに常務理事をいい、次号に規定する職員理事を除く。
- (3) 職員理事 学長、校長その他法人の職員として給与等を支給されている理事をいう。
- (4) 非常勤理事 前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事 学校法人常葉大学監事監査規程第4条の常勤の監事をいう。
- (6) 非常勤監事 前号以外の監事をいう。
- (7) 役員への報酬等 名称の如何を問わず、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

第3 報酬等の支給対象及びその種類

役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、通勤手当、賞与及び退職慰労金（以下「報酬等」という。）を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、報酬等は支給しない。
- (3) 職員理事が常勤理事を兼務したときは、報酬等のうち退職慰労金を支給する。
- (4) 常勤監事に対しては、報酬等のうち報酬を支給する。
- (5) 非常勤理事及び非常勤監事（以下「非常勤の役員」という。）に対しては、報酬等のうち報酬を支給する。

第4 常勤理事の報酬の額の算定方法並びに通勤手当及び賞与の支給の基準及び方法

- (1) 常勤理事の報酬は、別表1に定める号給及び報酬月額を基礎とし、就任時の年齢等に応じ1号給から13号給の範囲で定める。
- (2) 常勤理事の通勤手当及び賞与の支給の基準及び方法は、学校法人常葉大学給与規程の例による。
- (3) 前2項に規定する常勤理事の1年度当たりの報酬及び賞与の合計額は、日本私立学校振興・共済事業団私立大学等経常費補助金取扱配分基準が定める役員報酬の基準額を超えることができない。

第5 常勤監事の報酬の額等

常勤の監事の報酬は月額とし、その額は、別表1中1号給に定める報酬月額を上限としてあらかじめ理事長が定める。ただし、昇給はしない。

第6 非常勤の役員の報酬

- (1) 非常勤の役員の報酬は日額とし、その額は別表2に定めるとおりとする。
- (2) 学校法人常葉大学監事監査規程第4条第4項に規定する非常勤の監事に対する報酬は、月額とすることができる。この場合においては、第4の2の規定によりあらかじめ理事長が定めた額を超えない範囲内において理事長が定める。

第7 退職慰労金

- (1) 退職慰労金の額は、退任時における報酬等の年額に常勤理事の通算在任年数を乗じた額に、次号に規定する係数を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の係数は、常勤理事の退任時の役職及び常勤理事通算在任年数に応じ、0.05～0.3の範囲内において定める。

第8 特別功労金

常勤理事がその在任期間中に法人の発展に特別顕著な功績があったときは、法人の財務状況等を勘案の上、退職慰労金の額の30%を超えない範囲内で特別功労金を支給することができる。

(受給要件)

- ① 常勤理事の職を15年以上務めること。
- ② 第三者委員を加えた役員報酬委員会の全委員の承認を経た上で、評議員会の意見を聴き理事会の議決を得ること。

第9 公表

この規程は、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第10 施行期日

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年5月22日から施行する。

別表1（第4・第5関係）

号給	報酬月額
1	530,000

備考1 1号給を超える場合の報酬月額は、以後1号毎に2.5万円増額する。

2 原則として、1期（2年）毎に1号給昇給する。

別表2（第6関係）

(1) 理事

用途	報酬の額
理事会等会議への出席	30,000円
上記の他、法人業務のための勤務	30,000円

(2) 監事

用途	報酬の額
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人業務のための勤務	30,000円